

美郷町内の中小企業の皆様へ
新型コロナウイルス感染症にかかる支援制度
【美郷町緊急経済対策新しい生活様式対応支援事業補助金】

美郷町では、感染拡大防止対策や新事業展開などの事業にかかる費用を補助します。

1. 補助対象者

町内に主たる事務所を置く中小企業者、社会福祉法人、医療法人、農事組合法人、農業法人、集落営農組合

2. 補助対象経費

- ①感染拡大防止対策にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）例：飛沫防止拡散防止シート購入、マスク購入等
- ②新事業展開にかかる経費（改修費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費、消耗品費、委託費等）例：テイクアウト販売にかかる経費、ネット販売開設費等

※7/1以降に着手した事業を補助対象とします。

※補助対象物購入や改修等は、町内事業所のご利用を優先してください。

※島根県が行う新型コロナウイルス感染症対策事業と併用できない場合があります。

3. 補助率

4 / 5 ※千円未満の端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てた額

4. 補助金限度額

下限 2 万 4 千円 ～ 上限 8 万円 ※3万円以上の事業が対象です。

5. 受付期間

令和 2 年 7 月 1 日（木）から令和 3 年 1 2 月 2 4 日（金）まで

※1 予算が無くなり次第、受付を終了します。

※2 申請は 1 事業者あたり 1 回限り

6. 必要書類

- (1) 交付申請書
- (2) 事業者の所在地がわかる書類（例：全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等の写しなど）
- (3) 補助対象経費の証拠書類（見積書、契約書、領収書等の写し）
- (4) 美郷町税の滞納のない証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類